

小和田地区まちぢから協議会からの認定申請書一式
平成28年7月14日

認定申請書

平成28年6月30日

(あて先) 茅ヶ崎市長

団体の名称 小和田地区まちぢから協議会
代表者住所 [REDACTED]
代表者氏名 会長 新倉 昭人
連絡先 [REDACTED]

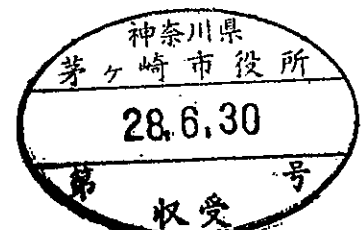


茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第2条の規定により次のとおり申請します。

団体の名称	小和田地区まちぢから協議会
代表者の氏名	新倉昭人
主たる事務所の所在地	茅ヶ崎市小和田1-22-60
主として活動する区域	茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第1号の規定により市長が別に定める小和田地区。

備考 この申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 規約
- (2) 構成員の一覧を記載した書類（氏名、役職、所属団体）
- (3) 申請する年度の活動計画書及び収支予算書
- (4) 重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書
- (5) 全ての個人の参加に関する調書
- (6) 民主的な運営に関する調書
- (7) その他、市長が必要と認める書類



小和田地区まちぢから協議会規約

第1条 (名称及び所在地)

本会は小和田地区まちぢから協議会と称しその所在地を小和田地区コミュニティセンター（小和田1-22-60）内とする。

第2条 (区域)

本会の活動区域は市長が告示する小和田地区の区域とする。

第3条 (目的)

本会は地域における課題解決のために小和田地区を代表する組織として新たな地域コミュニティを形成し自主的かつ主体的に活動するとともに市と協働して住みよい地域社会を構築する事を目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 住民相互及び各種団体の交流と親睦に関する事
- 2) 住民参画の促進に関する事
- 3) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関する事
- 4) 地域課題を共有しその解決のための検討、提案及び実施に関する事
- 5) 文化・福祉の向上、生活環境の保持改善に関する事
- 6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

第5条 (委員)

本会には次に掲げる者からなる委員を置くものとする。

- 1) 市長が告示する小和田地区に属する単位自治会の代表
- 2) 小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会の代表
- 3) 小和田地区社会福祉協議会の代表
- 4) 小和田地区民生委員児童委員協議会の代表
- 5) 小和田小学校区青少年健全育成推進協議会の代表
- 6) 松林学区青少年育成推進協議会の代表
- 7) 松林地区体育振興会の代表
- 8) 小和田小学校PTAの代表
- 9) 松林小学校PTAの代表
- 10) 赤羽根中学校保護者と教師の会の代表
- 11) 松林中学校PTAの代表
- 12) 子ども会の代表
- 13) みんなのこわだボランティアセンターの代表

- 14) 公募による者（若干名）
- 15) 本会が推薦する者
- 2 委員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条（役員）

本会には次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 書記 1名
- 4) 会計 1名
- 5) 監事 2名

- 2 前項の役員は総会において委員の中から互選により選任する。

第7条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 欠員により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条（役員の職務）

役員は次の職務を行う。

- 1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し会長に事故がある時にはその職務を代理する。
- 3) 書記は事務局を統括する。
- 4) 会計は会計事務を処理する。
- 5) 監事は本会の会計事務の状況及び業務執行について監査を行い結果を定期総会で報告せねばならない。

第9条（会議）

本会の会議は総会、役員会、委員会及び部会とする。

- 2 会議は各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会については委員のうち委任状の提出があった者は出席とみなす。
- 3 会議の議事は出席者の過半数で決し可否同数の場合は議長が決する。

第10条（総会）

総会は委員をもって構成し会長が招集するものとする。その議長は出席した委員の中から選任する。

- 2 総会は定期総会と臨時総会とする。
- 3 定期総会は年度当初に開催する。
- 4 臨時総会は会長が認めたとき又は委員の3分の1以上からの要求が

あるときには招集しなければならない。

第 11 条 (総会の議決事項)

- 1) 事業報告および決算に関すること。
- 2) 事業計画および予算に関すること。
- 3) 本会の役員を選任に関すること。
- 4) 協議会が推薦する者及び公募による委員の承認に関すること。
- 5) 規約の制定及び改廃に関すること。
- 6) 本会の組織及び運営方針に関すること。
- 7) その他委員から提案された事項に関すること。

第 12 条 (総会の議事録)

総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
 - 2) 委員の現在数及び出席者数 (委任状を提出した委員を含む)
 - 3) 開催目的、審議事項、議決事項
 - 4) 議事の経過の概要及びその結果
 - 5) 議事録署名人の選任に関すること。
- 2 議事録には議長及びその総会において選ばれた議事録署名人 2 名の署名押印をしなければならない。

第 13 条 (役員会)

役員会は役員をもって構成し会長が招集する。

- 2 役員会の議長は本会の会長が就く。
- 3 役員会では役員以外のものにも出席を求め意見を聞くことができる。

第 14 条 (役員会の審議事項)

役員会では次の事項を審議する。

総会及び委員会に付議する事項や本会運営全般についての調整に関する事項。

第 15 条 (委員会)

委員会は委員をもって構成する。

- 2 委員会の議長は本会の会長が就く。
- 3 委員会は会長が必要と認めたときに招集する。
- 4 委員会には委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

第 16 条 (委員会の議決事項)

委員会は次の事項を議決する。

- 1) 総会及び役員会に付議すべき事項。

- 2) 部会が協議した事業に関する事項。
 - 3) 部会間及び各団体間の連絡調整に関する事。
 - 4) 新たな部会の設置に関する事。
 - 5) 部会長の選任に関する事。
 - 6) 総会及び役員会で議決された事項の執行に関する事。
 - 7) 総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関する事。
 - 8) 委員の公募について募集手続きに関する事。
 - 9) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関する事。
 - 10) その他委員から提案された事項に関する事。
- 2 委員会開催の議事録を残す事。

第 17 条 (部会)

部会は委員と部会員をもって構成する。

- 2 各部会には委員会が委員の中から選んだ部会長と部会の中から選んだ副部会長を置く。
- 3 部会は委員会または部会長が必要と認めたときに招集する。
- 4 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第 18 条 (部会長及び副部会長の任務)

部会長及び副部会長は次の任務を行う。

- 1) 部会長は担当部会を代表し部会の運営を統括する。
- 2) 副部会長は部会長を補佐し部会長に支障がある場合にはその任務を代行する。

第 19 条 (部会の協議事項)

部会は所掌する事項について調査・審議し委員会からの命を受け各種の事業を実施する。

- 2 部会名及び所掌する事項は別に定める。

第 20 条 (事務局)

事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には委員会が推薦する者をおくことができる。

第 21 条 (事務局の所掌事務)

事務局は次の事務を行う。

- 1) 会議への出席
- 2) 会議の開催通知及び会議資料に関する事。
- 3) 議事録の作成に関する事。
- 4) 市や諸団体等との連絡調整に関する事。
- 5) その他本会の運営に必要な事項に関する事。

第 22 条 (住民等からの意見等の取扱い)

会議で出された意見等の他小和田地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は事務局が取りまとめ委員会に報告する。

第 23 条 (事業・会計年度)

事業及び会計年度は毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日とする。

第 24 条 (運営経費)

本会の運営のための経費は補助金やその他の収入をもって充てる。

第 25 条 (必要事項)

その他本会の運営について必要な事項は別に定める。

附則 この規約は平成 26 年 10 月 29 日から施行する。

- 2 この規約の成立後、最初の委員・役員の任期は、第 5 条の 2 及び第 7 条の規定にかかわらず、26 年度末までとする

附則 この規約は平成 28 年 4 月 24 日から施行する。

No.	役職	氏名	所属団体
1	会長	新倉 昭人	本宿自治会
2	副会長	八幡 弘徳	みんなのこわだボランティアセンター
3	副会長	中田 一夫	赤松自治会
4	会計	栗石 剛	小和田地区社会福祉協議会
5	監事	白井 精治	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会
6	監事	溝部 きみ子	小和田地区民生委員児童委員協議会
7		島崎 久雄	新宿自治会
8		市野 裕行	菱沼小和田自治会
9		朝川 春馬	プランヴェール湘南茅ヶ崎自治会
10		西山 一夫	赤松町自治会
11		斎藤 里子	小和田小学校区青少年健全育成推進協議会
12		渡辺 富美子	松林学区青少年育成推進協議会
13		鈴木 徳信	松林地区体育振興会
14		脇領 綾子	小和田小学校PTA
15		鳥山 舞	松林小学校PTA
16		大橋 道子	赤羽根中学校保護者と教師の会
17		小野寺 透	松林中学校PTA
18		落合 麗子	杉の子子ども会
19		新倉 勝昭	協議会推薦(本宿自治会)
20		奥住 寿一	協議会推薦(本宿自治会)
21		宗田 真由美	協議会推薦(赤松自治会)
22		香山 隆	協議会推薦(新宿自治会)
23		菅野 京子	協議会推薦(赤松町自治会)
24		小川 英男	協議会推薦(新宿自治会)
25		小林 幸久	公募委員
26		佐藤 佐知子	公募委員

※名簿の取り扱いにご注意ください

平成28年度 小和田地区まちぢから協議会事業計画

- ・委員会・役員会の開催
- ・福祉部会、おひさま YU-ZU ルーム部会、交通安全部会、広報部会における会議の開催と各取り組みについての検討
- ・市長と語る会の実施
- ・茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に係る申請

平成28年度 小和田地区まちぢから協議会収支予算

収入

項目	金額 (円)	内容
補助金	100,000	市より
計	100,000	

支出

項目	金額 (円)	内容
消耗品費	60,000	事務用品等
会議費	40,000	コピー代等
計	100,000	

1 重要事項の決定に関与する者の公募に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第4号に規定する「重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

(1) 現在の状況

重要事項の決定については、小和田地区まちぢから協議会規約第11条及び第16条に規定している、「総会」及び「委員会」の議決をもって行うものとしている。これらの会議は委員によって構成されており、平成28年度から公募により選出された委員2名が会議に参加している。

(2) 選出の経緯

公募委員の選出は、広報ちがさきおよび市ホームページ、また小和田地区内の自治会を通した回覧や公共施設（コミュニティセンター）への設置により募集の呼び掛けを行った。周知は平成28年3月1日から始め、募集期間は同年3月15日から3月28日まで。募集期間中に4名の応募があり、小和田地区まちぢから協議会選考委員会議による選考を経て、2名を選出した。正式な承認は平成28年4月24日開催の総会で行った。

(3) 今後の取り組み予定

公募委員の任期は協議会規約第5条第2項で2年と定めているため、今回選出した公募委員の任期は平成30年4月23日で満了となる。このため、平成29年度中に再び公募委員を募集し選出する予定となっている。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則として日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）を使用することとし、これにより難しいときはA4の大きさになるよう折ってください。

2 全ての個人の参加に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第5号に規定する「活動の一環として行われる事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

(1) 認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるための仕組み、取り組み

小和田地区のすべての市民が気軽に参加できるよう以下の事業等を実施している。

①市長と語る会（平成27年度実績：年1回。参加者数32名）

開催にあたっては自治会を通じた案内の回覧や小和田地区コミュニティセンターでの案内、また協議会ホームページにも掲載して参加を呼び掛けている。当日は、市長をはじめ市職員と地域住民が出席し、地域要望に対しての意見交換を行っている。

②部会活動（交通安全部会）

テーマ別の事業として、道路等の調査を目的としたまちあるき（平成27年度実績：年2回、参加者計約70名）を実施。第1回は平成27年度の市長と語る会で課題となっていた歩道や交差点等の状況について、まちちから協議会の委員だけでなく、地域から参加者を募り実施した。第2回は小和田地区住民の一時避難場所への避難を想定し、同様の手法で行った。参加者の呼び掛けは定期発行をしているまちちから協議会の広報紙のほか、協議会ホームページに開催の旨を掲載して行った。

③部会活動（おひさまYU-ZUルーム部会）

辻堂駅西口の旧パナソニック工場跡地へのマンション建設に伴い、建設が予定されている施設「YU-ZUルーム」について、使用目的や方法の検討だけでなく、実際に運営も地域として積極的に関わっていく手段を検討するため、おひさまYU-ZUルーム部会を設立し、検討を進めている。当該部会の構成員は、協議会委員や協議会設立前に進められていた「西口開発に関する勉強会」に参加していた地域住民、さらに施設利用を検討している市民活動団体などが参加している。

④部会への参加や意見等の募集の呼び掛け

個人も含めた地域住民の意見をさまざまな方法で収集・検討できるよう、月1回発行している広報紙で各部会への参加の呼び掛けや意見の募集、また協議会ホームページ閲覧の呼び掛けなどについて、定期的に呼び掛けている。

(2) 今後の取り組み予定

地区全体となった防災訓練活動をはじめ、クラスター地域としての対策や広域避難場所への避難など、地区防災についての検討が求められており、防災部会の設置について検討がされている。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則としてA4を使用することとし、これにより難いときはA4の大きさになるよう折ってください。

3 民主的な運営に関する調書

※茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例第2条第2項第6号に規定する「民主的に運営されているものであること。」の基準への適合を審査するための調書です。

1 現在の状況

○民主的な運営

小和田地区まちぢから協議会規約第9条で、会議（総会、役員会、委員会、部会）を位置付けており、この開催にあたっては、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができないこと、また、話し合いを主としつつも議決は出席者の多数決により行う旨を規定し、民主的な運営ができるよう努めている。

○組織の透明性

小和田地区協議会では、月1回開催している委員会実施後に、広報紙「小和田地区まちぢからニュース」を発行している。各回とも小和田地区内の自治会を通して回覧、また小和田地区コミュニティセンターにも設置しているほか、協議会ホームページで閲覧できるようにし、定期的に活動状況を発信している。

内容については、各月の委員会議事の概要説明のほか、まちあるきや市長と語る会といった実施事業の結果の報告、また各部会の検討内容など、協議会で行っている各事業等の進捗をお知らせしている。

2 今後の取り組みについて

地域のみなさんへの広い周知を目的に、協議会ホームページの充実を図りたい。具体的にはこれまで行っているような協議会活動の紹介をするだけでなく、協議会に参加する各団体の活動の周知や協議会ホームページを見ることで協議会活動に参加するきっかけをつくることのできるよう、内容の充実を図りたい。

また、自治会を通じた協議会広報の回覧についても限定的な部分があるため、自治会の未加入者にもニュースをご覧頂けるような手法について、例えばコンビニエンスストアや個人商店などの施設への設置などについて、さらに検討したい。

注 必要に応じて別に資料を添付することも可能とします。この場合において、用紙は原則として日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）を使用することとし、これにより難しいときはA4の大きさになるよう折ってください。

小和田地区 まちぢから ニュース

Vol.23

平成28年6月1日号
発行：小和田地区まちぢから協議会
問合：茅ヶ崎市市民自治推進課
電話：0467-82-1111 (代表)
HP：http://kowadatujidou.sakura.ne.jp/

辻堂駅西口前く赤羽根中学校

車いす押して歩道を確認

交通安全部会では5月12日に辻堂駅西口前から東小和田交差点を経て、小和田通りを赤羽根中学校まで、車いすに乗り実際に歩く体験会を実施しました。

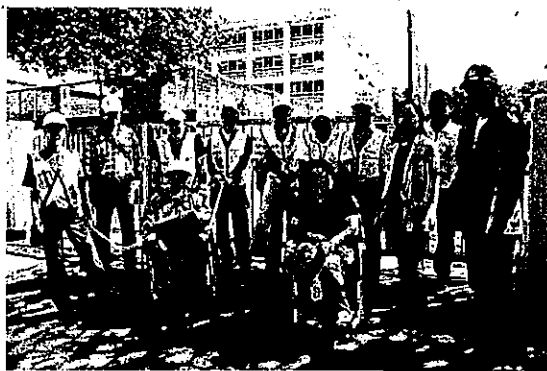
当日は辻堂西口に13名が集合し、赤松通りの左右歩道に分かれ車いすに乗りながら、歩道の危険箇所を点検しました。

車いすに乗ると目線が下がるため、そばを走る車はより近くに感じるのがとても印象的でした。同じように目線が低い乳母車などでもお母さん方は不安に感じるようで、車道と歩道の分離が大事と痛感しました。

また、車いすに乗っている人が落ちないように踏ん張らなければならぬほど傾きが急になっている場所が多く存在していました。

長い期間をかけて順次整備を進めてきた赤松通りや小和田通りは、道幅や歩道の高さがさまざまになっており、通常は特段に不便を感じない歩道の細かい段差が、車いすではひと際障害になることが実感できました。

赤羽根中学校前の急坂は車いすを3人がかりで引っ張るようになりました。災害時を考えると必要な人員が揃えられるかが課題だと感じました。



今回の結果は、交通安全部会で地図に落とし込み、報告をする予定です。

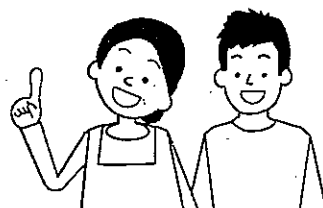
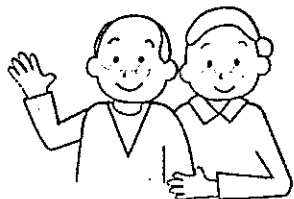
デザイン提示された YU-ZUルーム

辻堂駅西口の旧パナソニック工場跡地に建設予定のYU-ZUルームの詳細設計が始まり、建物外壁や床の素材や色などが提示されました。内部は温かみのある木目が多用され、最新の厨房機材が揃えられます。

YU-ZUルーム部会では並行して、この施設を利用していただくサポーターの応募や、施設の具体的な運用の検討を始めます。

まちぢから協議会の部会活動にご参加ください!

小和田地区まちぢから協議会では、現在「福祉部会」「おひさまYU-ZUルーム部会」「交通安全部会」「広報部会」を立ち上げ、地域の課題解決に向け、検討をしています。部会では定期的にどなたでも参加いただける『まちあるき』を行うなど、地域の皆さんにご意見を頂ける場を積極的に設けています。開催の際にはこの紙面で紹介しますので、ぜひご参加ください。また、協議会の部会活動等に関心がある方は、ぜひご連絡ください。



小和田地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小和田地区まちぢから協議会規約第19条第2項の規定により、小和田地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 小和田地区まちぢから協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 福祉部会
- (2) 広報部会
- (3) おひさまYU-ZUルーム部会
- (4) 交通安全部会

(部会の所掌する事項等について)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。

- (1) 福祉部会
 - ア 地域福祉の推進に関すること
 - イ その他委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (2) 広報部会
 - ア 広報の企画及び調整に関すること。
 - イ 広報紙その他の広報刊行物の編集及び発行に関すること
 - ウ その他委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (3) おひさまYU-ZUルーム部会
 - ア おひさまYU-ZUルームの設置及び運営に関すること
 - イ その他委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (4) 交通安全部会
 - ア 地域の交通対策に関すること
 - イ 地域住民が安心して生活するために必要となる対策に関すること
 - ウ 地域への交通ルールの周知に関すること
 - エ その他委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること

附 則

この規程は、平成27年5月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

平成28年度 小和田区まちぢから協議会総会 議事録

- 1 日 時 平成28年4月24日(日) 9時30分～11時00分
2 場 所 小和田地区コミュニティセンター
3 委 員 (出席者) 以下記載

〈28年度委員〉

- *新倉会長 (本宿自治会)
- *中田副会長 (赤松自治会)
- *小林書記 (公募による委員)
- *磐石会計 (小和田地区社会福祉協議会)
- *白井監事 (小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会)
- *溝部監事 (小和田地区民生委員児童委員協議会)
- *島崎委員 (新宿自治会)
- *市野委員 (菱沼小和田自治会)
- *西山委員 (赤松町自治会)
- *朝川委員 (プランヴェール湘南茅ヶ崎自治会)
- *斎藤委員 (小和田小学校区青少年健全育成推進協議会)
- *渡辺委員 (松林学区青少年育成推進協議会)
- *鈴木委員 (松林地区体育振興会)
- *亀田委員 (小和田小学校PTA)
- *鳥山委員 (松林小学校PTA)
- *向山委員 (赤羽根中学校保護者と教師の会)
- *小野寺委員 (松林中学校PTA)
- *落合委員 (杉の子子ども会)
- *新倉委員 (協議会推薦 (本宿自治会))
- *奥住委員 (協議会推薦 (本宿自治会))
- *宗田委員 (協議会推薦 (赤松自治会))
- *香山委員 (協議会推薦 (新宿自治会)) (広報担当)
- *菅野委員 (協議会推薦 (赤松町自治会))
- *小川委員 (協議会推薦 (新宿自治会))
- *佐藤委員 (公募による委員)

〈委任状提出委員〉

- *八幡副会長 (みんなのこわだボランティアセンター)

行政側出席者

- *市民自治推進課 大久保副主査

4 開催目的 小和田地区まちぢから協議会の平成28年度の定期総会

5 議 事

- (1) 議案第1号 平成28年度委員の確認・承認について
- (2) 議案第2号 平成28年度役員選出について
- (3) 議案第3号 協議会規約の一部変更について
- (4) 議案第4号 平成27年度事業報告及び収支報告・監査報告について
- (5) 議案第5号 平成28年度事業計画及び収支予算について

6 資 料

- (1) 次第
- (2) 平成28年度小和田地区まちぢから協議会名簿 (案)
- (3) 平成28年度小和田地区まちぢから協議会役員選出
- (4) 小和田地区まちぢから協議会規約の一部変更に係る新旧対照表 (案)
- (5) 平成27年度平成28年度小和田地区まちぢから協議会収支決算書・監査結果
- (6) 平成28年度事業計画案 (案)、収支予算 (案)

7 議事の経過の概要及び結果

○小和田地区まちぢから協議会会長あいさつ

○定数報告

- ・規約案に準じて委員の過半数の出席をもって成立すると確認し、平成28年度の委員24名中23名の出席、1名の委任状提出を報告

○議長選出

- ・斉藤委員を議長に選出 (全会一致)。

○議事録署名人選出

- ・島崎委員、斉藤委員 (全会一致)。

○議事

- (1) 議案第1号 平成28年度委員の確認・承認について
 - ・新たに加わる公募委員2名について全会一致で可決決定。その後、各委員よりあいさつ。
- (2) 議案第2号 平成28年度役員選出について
 - ・書記が欠員となったために選出。立候補がなかったため、書記に小林委員を提案。全会一致で可決決定。
- (3) 議案第3号 規約の一部変更について
 - ・全会一致で可決決定。
- (4) 議案第4号 平成27年度事業報告及び収支報告・監査報告について
 - ・事業報告について全会一致で可決された。
 - ・収支報告について零石会計より会計報告、白井監事より監査報告がされ、原案のとおり全会一致で可決決定した。
- (5) 議案第5号 平成28年度事業計画及び収支予算について
 - ・事業計画については、認定後にも事業提案を検討していくとした上で全会一致で可決決定した。
 - ・収支予算については、大まかに記載しているが必要に応じて振り分けを行う旨を説明し、原案のとおり、全会一致で可決決定した。

以上ですべての議案の審議を終了し、閉会。

平成28年5月3日

議 長

齊藤 里子



議事録署名委員

島崎 久雄



議事録署名委員

宗田 真由美



以上

